

日時 令和3年6月28日（月）

場所 特許庁庁舎9階庁議室+Teams 会議室

産業構造審議会 第16回知的財産分科会速記録

目 次

1. 開 会	1
2. 新委員紹介及び委員出欠状況確認	1
3. 特許庁長官挨拶	3
4. 知財エコシステムの自律に向けた中長期的課題	4
(1) 最近の知財動向	
(2) 企業等における知財戦略の推進	
ア. 企業における事業戦略と知財戦略	
イ. 経営層の知財への気づき	
(3) IoT時代の特許制度の在り方	
5. 自 由 討 議	15
6. 閉 会	38

開 会

○小松企画調査課長 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会第16回知的財産分科会を開会いたします。

事務局を担当いたします、特許庁企画調査課の小松と申します。よろしくお願いいたします。

本日の議事進行につきましては、益分科会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○益分科会長 皆さん、こんにちは。本分科会の会長を務めております益と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本日は知財エコシステムの自律に向けた中長期的課題について、事務局より説明をいただき、委員の皆様にご議論していただきたいと思っております。

新委員紹介及び委員出欠状況確認

○益分科会長 それでは議題に移る前に、新たな委員の御紹介、委員の出欠状況並びに定足数等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○小松企画調査課長 まず初めに、新たに本分科会の委員になられた方々を御紹介いたしますので、一言御挨拶をお願いいたします。

名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部知財・技術移転部門長・鬼頭雅弘委員。

○鬼頭委員 名古屋大学の鬼頭です。よろしくお願いいたします。長年電機メーカーの半導体部門におきまして開発や知財を担当してきましたが、7年ほど前に名古屋大学に着任いたしまして、大学の研究シーズについて、知財創出から技術移転までを一貫して行っております。これからよろしくお願いいたします。

○小松企画調査課長 続きまして、プロメテ国際特許事務所代表弁理士・杉村純子委員。

○杉村委員 弁理士の杉村純子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小松企画調査課長 東京大学大学院法学政治学研究科教授・田村善之委員。

○田村委員 田村でございます。知的財産法を専攻しております。よろしくお願ひいたします。

○小松企画調査課長 旭化成株式会社研究・開発本部知的財産部長／シニアフェロー・中村栄委員。

○中村委員 旭化成の知財全般の責任者をしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小松企画調査課長 株式会社 IP Bridge 代表取締役 CEO・藤木実委員。

○藤木委員 初めまして、IP Bridge の藤木と申します。弊社は知的財産活用にフォーカスしました知財ファンドを運営しております。今回知財活用というか知財について、いろいろ御議論させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○小松企画調査課長 本田技研工業株式会社知的財産・標準化統括部統括部長・別所弘和委員。

○別所委員 本田技研の別所でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○小松企画調査課長 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士・増島雅和委員。

○増島委員 弁護士の増島でございます。オープンイノベーションを中心に、スタートアップと大企業の知財の活用で、知財からいかに稼ぐかということ、事業者の方々とやらせていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小松企画調査課長 以上の7名の方に新たに委員に御就任いただきました。よろしくお願ひいたします。

本日は蘆立委員、鬼頭委員、田川委員、田村委員、中村委員、別所委員、山田委員にオンライン参加いただいております。

また、設楽委員、富山委員、濱口委員、林委員、松山委員は御欠席との御連絡を頂戴しております。

今、柳川委員が遅れていらっしゃいますが、この段階で議決権を有する20名の委員のうち過半数を超える14名の委員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の分科会は成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。座席表、議事次第、タブレットの使い方についてはお手元に紙で配付させていただきました。委員名簿、資料1、参考資料についてはお手元のタブレットで御覧いただければと思います。

タブレットの使い方についてお困りになった場合には、お席で手を挙げていただくなど

合図していただければ、担当の者が対応いたします。

議事の公開につきましては、新型コロナウイルス対応のため、一般傍聴及びプレスの方々の傍聴はウェブ傍聴に限って可能としておりますが、配付資料、議事要旨、議事録は原則として公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

○益分科会長 ありがとうございます。

特許庁長官挨拶

○益分科会長 それでは議事に先立ちまして、糟谷特許庁長官から御挨拶をお願いいたします。

○糟谷長官 本日はお忙しいところありがとうございます。今回新たに委員をお引き受けくださいました皆様、また引き続き委員を務めていただきます皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

約1年前の第13回の知的財産分科会では、イノベーションエコシステムを支える産業財産権制度の在り方について御議論いただきました。また同時に、特許庁の財政悪化について初めて御紹介をいたしました。その後の1年間、特許庁にとって様々な動きがございました。

まず、財政の健全化を含めて特許庁の行政をめぐる中長期的課題について検討を行うため、昨年9月にこの知的財産分科会の下に基本問題小委員会を新たに設置いたしまして、計5回の審議を行った上で、今年2月に報告書を取りまとめたところであります。

それと並行しまして、制度面の見直しの議論を進めました。具体的には特許制度小委員会において、審判における口頭審理のオンライン化、特許権などの権利回復要件の緩和、裁判所における第三者意見募集制度の導入などについて審議を行い、また商標制度小委員会、意匠制度小委員会、弁理士制度小委員会において、国外からの模倣品流入に対する規制の強化や国際出願手続のデジタル化、弁理士制度の見直しなどについて審議を行いまして、これらの結果を踏まえて、特許法等の一部を改正する法律案を今年の通常国会に提出をいたしまして、5月に成立したところでございます。

また、この分科会で設置を御了承いただきました財政点検小委員会を5月以降、2回開催いたしまして、特許庁の財政運営を点検し、料金設定の在り方についても御議論をいただきました。

知財をめぐる環境は、この1年の間も変化をしております。昨年秋には知財マネジメントシステムに関する初の国際標準ができました。国内でもコーポレートガバナンス・コードにおいて、知財情報に基づいて投資家への説明等を行う旨が規定をされました。IP ランドスケープ協議会など様々動きが始まってきておりますが、今後、知財戦略と経営戦略の連携が、より一層求められるようになってまいります。

また、モノからコトへビジネスの価値の源泉が移り変わる中で、従来の知的財産制度がこのような新しい状況、新しいビジネスモデルに十分対応できているのかどうかという声も、少なからず聞こえているところであります。

このような環境変化のもと、知財を通じて持続的にイノベーションや価値が生み出される知的財産エコシステムの確立、発展に向けてどのような政策対応をする必要があるか。本日の分科会では、皆様からぜひとも忌憚のない御意見を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○益分科会長 ありがとうございます。

○益分科会長 それでは議事に入りたいと思います。

本日の議題「知財エコシステムの自律に向けた中長期的課題」について、事務局より説明いただき、その後質疑に移りたいと思います。

事務局からの説明をお願いいたします。

○小松企画調査課長 それでは資料、「知財エコシステムの自律に向けた中長期的課題」を御覧いただければと思います。

1ページにアウトラインを示しております。(1) 最近の知財動向、(2) 企業等における知財戦略の推進、(3) IoT 時代の特許制度の在り方について御説明したいと思います。

まず、(1) 最近の知財動向ですけれども、3ページを御覧ください。ここからしばらくはマクロ社会経済の動向についてまとめたスライドを並べております。まず3ページですが、新型コロナの影響がどのように現れたかということ、日本以外に米国、ユーロ圏、英国、中国と比べて並べております。日本は2020年4-6月期に少し減り、その後回復基調にあったものの、21年1-3月期に再び少し減少しているという状況ですが、米国、ユーロ圏、英国と比べて特に低い数値になっているわけではなくて、中国だけが突出して伸びているという状況にあります。

4ページは、オンライン化・リモート化の潮流の加速を受けて、今後どのような産業が成長トレンドにあるのかを示したものになります。情報サービス、デジタル産業を支える産

業分野、製造業のデジタル化を支える工作機械・ロボット等で高い成長トレンドの見通し
が示されております。

5ページは、時価総額のランキングになります。日本企業の中で世界トップ100に入っ
ているのは2社、トヨタ自動車とソフトバンクグループになります。

6ページは、日米の上場企業の設立年を並べたものになります。日本は1850-1940年代設
立の企業が多いのに対して、アメリカでは1990年以降に設立した企業が多いという結果が
出ております。

7ページからの特許出願件数に関するスライドになります。まず、7ページは日本の研究
開発投資の額を黄色い線で、特許の出願件数を青い線でグラフ化したものになります。1995
年から2008年頃までは双方いろいろ山谷ありますけれども、右肩上がりという傾向が見ら
れますが、その後の12、3年は、研究開発投資は引き続き伸びておりますが、特許出願件数
で見ると、2008年から2009年のリーマンショックの後に一時的に落ち込んだ後、海外出願
シフトが起こって少し伸びたのですが、2012年をピークとして緩やかに減少傾向にあると
いう状態になっております。

ほかの国ではどのような傾向があるのかというと、まず8ページですが、米国について見
れば、研究開発投資と特許出願件数は双方、手を取り合うように右肩上がりが増えてい
る状況にあります。

米国、日本と、もう1つ、中国を9ページに置いていますが、中国も日本型というよりは
アメリカ型で、研究開発投資の額が伸びていくにつれて、特許の総出願件数も増えてい
る状況にあります。

特許の出願件数に着目すると10ページですが、日本、米国、中国以外に韓国と EPO につ
いて、これが世界の五大特許庁になりますが、過去30年の出願件数を並べると、このよ
うなグラフになります。

中国、米国が伸びている、それから韓国、EPO も数自体はそれほど多くありませんが、
30年間緩やかに成長してきている。日本はピンク色ですが、日本だけがかつて40万件を
超える時代があったのですが、昨年は30万件を切るところまで、徐々に、確実に減って
きているという状況にあります。

日本の特許出願件数について、11ページにその長期的な推移と、経済史上どのような出
来事があったのかを並べたスライドを置いております。①の青い部分が特許の出願件数、
②の薄い黄色の部分が審査請求件数、③のオレンジが特許登録件数になります。出願件数

は先ほど申し上げたとおり、40万件を超えるピークから緩やかに減ってきていますが、審査請求に着目すると、近年それほど変化があるわけではありません。

それから、特許の登録件数に着目すると、これは逆に少しずつ伸びてきているということで、これを受けて日本国内においては出願の厳選が進み、特許になるものが選ばれて出願されていると言われてきたところです。

12ページは、国内における特許出願の近年の傾向として、出願人が内国人なのか外国人なのかを分けてグラフ化したものを置いています。外国からの出願は微増という感じです。2020年だけ少し減っていますが、それまでは少しずつ増えてきているので、全体が減ってきているのはブルーの方の日本国内の出願人による出願が減っているためということになります。2010年で29万件あったものが、2020年では22.7万件です。

先ほど登録件数の方は、逆に増えていると申しましたが、13ページを御覧いただきたいと思います。13ページは登録年別で特許登録件数の推移を並べたものになります。過去に一時的な審査請求のこぶがあったので、そのころの登録件数が増えています。これを、14ページのとおり出願年別で並べると、数字が取れる2013、2014、2015年辺りはほぼ横ばいというのが現状になります。

15ページは、今後どうなるであろうかということについて、今年の4月にアンケート調査を行っておりまして、それを踏まえて予測値を算出したものになります。2021年の動向予測は、いずれも微増という結果が出ています。

16ページは、日本の居住者の世界での特許登録件数をグラフ化したものになります。2000年は内国での登録が11万2000件で、外国での登録が5.5万件、比率はおよそ2対1でしたが、2019年で見ると、それがほぼ1対1ということで、外国での登録は着実に増えていると認識しております。

17ページはPCT出願です。これは近年の傾向を見ると緩やかではありますが、着実に増加傾向にあります。

18ページにアンケート調査を踏まえた予測値を載せていますけれども、コロナの影響を受けて2020年に若干減りはしたのですが、2021年の予測値はまた少し増えると予測しております。

19ページには、今申し上げたアンケートについて結果を簡単にまとめております。真ん中にあります2021年4月時点の出願方針ですが、青は長期的に見ると過去のある時点でより厳選するという出願方針に変えているものです。濃いオレンジは、長期的に見ても出願

の厳選の程度には変化がない。黄色は長期的に見て、ある時点よりも厳選せず、より積極的に出願するという方針に変化している。青が多いですが、厳選するようになったタイミングがいつかというのが左下のグラフになります。特許の場合が一番多いのは薄いブルーグレーの2008年から2018年、リーマンショック後の10年間で出願方針が変わったという企業が多い。

今後、出願に関する考え方が変化するか否かと問うたところ、現在よりも更に厳選の上、出願すると答えた方がブルーになります。

20ページには、我が国の知的財産活動費をまとめて載せております。企業知財部の予算は、我々の推計では総額約8000億程度ではないかと見ております。日本からの海外への出願動向は円グラフにあるとおりで、米国、中国、欧州、韓国の順となっております。

以上が、(1)の最近の動向です。

続いて、(2)企業等における知財戦略の推進、ア.企業における事業戦略と知財戦略ということで22ページを御覧いただきたいと思えます。ここでは特許1件当たりの平均相対価値という考え方を使得、この20年間、企業の知財戦略の結果がどういふふうに移してきたかを見ています。

緑色の平均相対価値は2つの要素に分解できて、1つは技術的価値です。後続の特許にどれだけ引用されているかという観点から算出されています。

もう一つが、個々の特許出願がどの市場で行われているかということで、その市場の大きさをベースに算出した数値で、これが市場的価値というブルーのものになります。

この2つの積をとったものが、特許1件当たりの平均相対価値になり、さらにある者が特許をどれくらい保有しているかというもの全てについて算出して和をとったものが、その者の保有する特許の総合価値になるということで、これは企業単位で計算することもできますけれども、今、左下に置いているのは国単位で算出したものになります。

日本全体の特許の価値という観点で見ると、緑色の丸がたくさんありますけれども、これは過去20年間の推移を追いかけたものになります。それを見てみると、全体的に横軸のポートフォリオサイズがだんだん小さくなってきていて、縦軸の1件当たりの価値はちょっとずつ上がってきています。これが、過去20年のうちの前半十数年になります。さらに直近のここ7~8年で見ると、上がってきた平均相対価値がちょっとずつ下がり始めているという状況です。

23ページを御覧いただきたいと思えます。これは日米中韓の企業をいくつか選んで、そ

それぞれの20年間の動きを並べたものになります。日本はA社とB社を挙げています。A社は先ほどの日本全体の緑色と似たような動きをしていて、かつて35万件程度の特許を持っていたものが、今は5万件と10万件の間ぐらいということになりますが、価値は少しずつ上がってきて、今、1.0ぐらいのところでは、縦軸と横軸の積をとったものが円の面積になりますが、円の面積で言うと20年前に比べると、1回りか2回り小さくなっています。これが日本企業の平均的な動きです。

一方でB社は、企業の知財戦略が非常にうまくいった例だと紹介されたのですが、10万件弱の特許保有件数が5万件弱と半分ぐらいに減ってはいるのですが、1件当たりの価値が非常に高まっていて、今、このポジションにあります。

似たようなところにいるのが米国のC社とD社となります。この辺りは、厳選された強い特許を持っている企業というイメージです。

一方で、中国のE社と韓国のF社は、保有する特許の数を増やしながらかつて1件当たりの質も上げており、現在ではその価値全体が非常に大きくなっています。

国単位の比較に戻りたいと思います。24ページを御覧いただければと思います。先ほど申し上げたとおり、日本企業は保有特許件数を減らしています。これは出願が厳選されるだけではなくて、保有する特許の棚卸も進んだ結果ですが、注目していただきたいのは、7~8年前に縦軸の価値のピークを迎えた後に、ちょっとそれが減少してきているということです。

先ほど右のところに青い枠で囲っている、研究開発投資と特許出願件数の対比のグラフを御覧いただいたのですが、2012年ころから、研究開発投資の伸びに比べて特許出願が低調になっていると申したのと、大体タイミングが一致しています。そのとき、日本で何が起こったかというところをしっかりと見きわめなければならないのかなと考えるところです。

25ページを御覧いただきたいと思います。特許の平均的な相対価値というのは、技術的価値と市場的価値の積で表されると冒頭申しましたけれども、それを分解したものになります。

まず、右側の市場的価値は、出願する先を増やしていくと数値は大きくなっていきます。過去の20年間の日本の傾向を見ると、日本国内だけではなくて外国出願を行うようになってきているので、0.4くらいから始まって、今0.7というところに来ています。日本の単独のMCというMarket Coverageの指数は0.3ですので、0.7ということは日本以外の国にも相応に出願しているということになります。

米国と中国はこのような位置にいます。中国は、中国自体のマーケットの規模が0.6ぐらい、日本の倍ぐらいありますので、中国単独出願だけでも大体これぐらいの場所になります。逆に0.6ということは、中国から外国に出ている出願はまだ少ないということになります。

アメリカはマーケット規模が1.0ですので、1.3あるということは、アメリカからそれなりに外にも出願されているということになります。

これは日本企業の海外シフトの結果と受けとめられますが、他方、技術的価値という左側のほうを御覧いただくと、先ほど申し上げたとおり、ここ数年、2012、2013、2014年ころからちょっと息切れして低下してきている様子が伺えます。

こちらの指数は Technology Relevance を略して TR で表していますが、日本は0.9に対して中国は1.0ですので、1件当たりで見ると中国の方が値が大きくなっています。

26ページは少し細かくなりますが、技術的価値が自社の引用に使われているものは、ちょっと除いて考えたいという声もあろうかと思しますので、他社の出願に対してどれほど影響力を持っているかという観点で整理したものが左側になります。ここを見ても、日本の影響力は少し低下傾向にあるという結果が出ています。

27ページは、外国への出願を日米中で比較したものになります。日本は外国出願シフトが進み、件数規模で見ると右側のほうに移動してきている。アメリカよりも多く、中国の2.5倍ぐらいの規模になります。

28ページは、出願する主体の方に着目して、産学官共同なのか、企業単独なのか、大学・研究機関単独なのかという観点で比較を行ったものになります。それぞれ中国、日本、アメリカ、ドイツ、韓国を並べていますが、注目していただきたいのはブルーの TR のところで、これが特許の技術的価値の指標になると考えておりますが、右上に青の部分だけを抽出し、数字を並べて表にしてあります。

注目していただきたい点は二つあります。まず一つはアメリカとドイツですが、産学官の共同で出願されたものの点数が非常に高い。特にドイツに至っては企業単独で出願したものよりも、+20%を超える結果が出ています。

他方、日本。韓国も同じような傾向ですが、企業単独の出願の成績が一番良くて、産学官共同になるとその水準が少し下がる。大学単独だと更に下がっています。

もう一つ、全体的に日本の TR の数値が他国に比べて低く出ています。

29ページは、国単位で比べたポートフォリオの質の分布の比較になります。特許の平均

相対価値をヒストグラム化しています。日本は緑色ですが、左側の相対的に低いところの特許の保有件数が一定数あるような形で、もちろん、8、9、10と右側の方もありますが二極化する傾向になっています。

それに対して、アメリカがオレンジ色ですが、1件当たりの平均相対価値が高い特許が多く保有されているということになります。

30ページに、先ほど例に挙げたA社とB社、これは両方とも日本の企業ですが、こちらの例を並べています。A社は日本全体の動きと同じような形で、平均相対価値が低い特許が多い。B社は知財戦略が非常にうまくいっていると初めに申しましたが、価値の高い特許を保有しているという結果が出ています。

A社の場合は、左側の価値が平均的に低いと言っているところには、恐らく国内でだけ出願しているもので、右側の方が海外戦略等も踏まえて出願しているもの、それぞれの使い分けがなされていると理解されるのですが、A社の中でも1、2、3、4と低いところにあるもののうち、特に低い1、2というところは、先ほど申し上げたように、たとえ日本国内にだけ出願しているものであっても、技術的価値の低いものが多いということで、どこに出願するかという戦略に加えて、技術的価値の高いものでしっかり特許を取っていくことが必要ではなかろうかと考えられます。

以上が特許の話になります。

次に、商標の話をしていただきたいと思います。31ページを御覧ください。商標の出願件数の推移や今後の見通しなどを並べていますけれども、右側の国境を越えた商標出願と特許出願のグラフを見ていただきたいのですが、赤いところ、日本だけが随分右下に寄っています。特許の出願件数に対して商標の出願件数が、他国に比べると非常に少ない国であることがわかります。ブランド戦略の在り方を日本企業はどう考えていくのか、そのきっかけにしたいグラフだと思います。

ブランドの話をしてしましたがデザインも同様です。32ページにあるように、日本は赤ですが、右側のグラフを見ていただくと、日本だけがほかの国々と違う場所に見えるように見えます。技術という点で特許の出願は非常に多いのですが、それを支えるデザイン戦略、あるいはブランド戦略をしっかりとやっていく必要があるのではないかというのが、この2つのグラフから伺えます。

33ページが、特許、意匠、商標を組み合わせ、従来、技術優位の競争という点に着目し、そこばかりが着目されがちでしたが、デザインとブランドの要素を踏まえて複合的に

保護していくことについて考えていく必要があるというスライドになります。

次に、企業における知財戦略の推進ということで、経営層の知財への気づきというスライドを置いていきます。

35ページは、企業価値の原泉としての無形資産の重要性の高まりのスライドになります。

36ページは、コーポレートガバナンス・コードの改訂が今年ありまして、「知的財産」という言葉が入ったことが非常に大きなポイントではないかと考えております。

右側に「主な改訂ポイント」とありますが、「上場会社は、人的資本や知的財産への投資などについても、分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである」ということがはっきりと書き込まれております。

37ページは、経営層における知財意識がまだ低いというアンケート結果を載せています。

我々としては、38ページにあるとおり、知財部門と経営層と投資家との間で適切な知財情報等に基づく対話が行われることによって、ここに「社会的価値創造の好循環」と書いていますが、これが進められたらいいのではないかと考えております。

そのために知財情報の活用場面として、投資家の評価視点をここに書いていますけれども、将来性のある領域への投資、スピーディに収益化に繋げる工夫、製品・技術の特徴の開示ということになりますが、そのために IP ランドスケープが有効に使えるのではないかと考えております。

39ページに、IP ランドスケープはどのようなものかというものを簡単に定義しております。マーケットやビジネスに関する公開情報、社内情報を、こういうものを使って一定の仮説を設定し、検証のために知財情報を踏まえた分析を行う。これによって、現状の俯瞰・将来展望等が見える化することができるので、経営者・事業責任者と共有し、経営戦略・事業戦略の立案・意思決定に生かしていくものになります。

40ページに、IP ランドスケープでできることをまとめたスライドを置いております。

このような IP ランドスケープですが、41ページにあるとおり、我々、8割、3割、1割と言っていますが、言葉は8割知られているのですが、理解している人、中身がわかっている人は3割で、実際にできている人は1割しかいない。まだまだこれから広げていく必要があると考えています。

42ページに参考で書いていますが、IS056005の中にも IP ランドスケープに言及するものが入っておりますので、今まさにこの流れを捉える必要があると思っております。

次に、(3) IoT 時代の特許制度の在り方に進みたいと思います。

44ページに、IoT 時代における特許制度を取り巻く状況ということで、モノからコトへのシフトをスライドにしたものを置いております。

検討すべき論点として、まず45ページに、これまでの基本的な物の発明の実施に関する理解をスライドにしています。有体物を対象に生産すること、生産されたものを譲渡及び貸し渡しすること、譲渡されたものを使用することというのが特許制度における発明の実施に当たるわけですが、2002年にはプログラムというものが現れてきて、これがネットワークでダウンロードされるようになったので、物の定義にプログラムを含むであるとか、実施の定義に「電気通信回線を通じた提供」という類型を入れる法改正を行っています。

その後、46ページにあるとおり、プログラムはもはやクラウド上に置かれて利用されることによりダウンロードの対象とはならなくなっているため、事業者がプログラムを用いてサービスを提供するケースにおいて、プログラムを利用者に供用するという行為を実施の中でどのように捉えたらいいかというのが現在の論点として一つあります。

二つ目は、昨年度の特許制度小委員会で継続的に検討するという話になりましたが、3Dプリンタにおいて、そのデータを提供する行為をどのように捉えるべきかというところです。

48ページを御覧いただきたいのですが、企業にヒアリングをしたところ、3Dプリンタのデータについては、A社は間接侵害になると考えていたようで、間接侵害にならない懸念があると知って驚いたという回答をしています。

一方でB社は、規制の実効性を担保するのは難しいのではないかと。A社もそうなのですが、3Dデータを得たときに、それが誰かの特許を侵害しているか確認するのは難しいのではないかと問題意識を示しています。

こういう背景があり、令和2年度に実施した、AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度に関する調査研究の中でアンケート調査を行っています。右側に絵があるとおり、乙が3Dデータを提供していて、それを使うとユーザーのところでコップが出来上がるのですが、このコップが実は他人である甲の特許を侵害するものであるというときの乙の行為をどう捉えたらいいかという問いに対して、左側の図表5（1）にあるとおり、「乙が3Dデータを提供する行為も侵害の責任を負うべきである」と回答した者が、企業の方で71%、弁護士・弁理士の実務家の方では91%に上っております。

次に53ページを御覧いただきたいと思います。IoT時代における特許制度の在り方ということで、権利の消尽の話について、今回頭出しをさせていただきたいと思います。

時代背景のところに2点書いてあるとおり、IoT 技術の進展により、例えば情報通信分野等において部品の汎用化が進み、それにより部品の用途が多様化しているということ。もう一つ、最終製品を用いたサービス提供に関する市場価値が増大しているということ。これはまさにモノからコトへシフトしているということです。部品や製品の譲渡等に伴う一時的な収益機会が最大の収益機会という古典的なビジネスモデルから、サービス提供による継続的な収益機会をもたらすビジネスモデルへと、収益の原泉がシフトしています。

下に枠で囲っているとおり、まず議論の前提として、特許発明の実施により得られる収益が部品の用途により異なる場合や、装置を用いたサービスによる収益が装置の売買による収益を大きく上回る場合に、ライセンス料はどう考えるべきかということと、細かい論点になりますけれども、従来の消尽論をそのまま適用すると、部品や装置等が市場に置かれた時点で特許権が消尽するのですが、そうであれば用途の違いやサービスによる収益の多寡が考慮できないのではないかとということ。

現状は、ライセンス交渉の当事者となる部品メーカーや最終製品メーカー等、特定の者に負担が偏る可能性があり、その解決のためには、IoT 時代にふさわしい消尽の在り方について、概念の整理をしていく必要があるのではないかと。

それを絵にしたのが54ページ以下になります。まず、同一の特許権、同一の特許発明ですが、用途が異なる場合、5G 技術をスマートメータに使う場合と自動運転に使う場合ですが、このような場合にライセンス料は異なっているのか、あるいは同一であるべきなのかというところを整理する必要があります。賛成、反対双方意見があると承知しております。

その上で55ページですが、論点を二つ書いています。上に①汎用され得る特許部品の対価の回収、②サプライチェーンにおける特許技術の対価負担と書いていますが、論点1は、特許部品や製品の用途を考慮した価値評価・対価設定ということで、部品レベルでライセンスを行う場合に、市場に置かれた時点で今、特許権は消尽するのですが、その先でどう使われるかわからないということであれば、異なった対価設定、その用途に応じた対価設定が困難になってしまうというのが論点1です。

論点2は、サプライチェーン、部品 A から、部品 A を搭載した製品 B、製品 B を搭載した最終製品 C というところまでが従来のライセンス料負担の範囲になりますが、最終製品 C を用いたサービス D という大きな収益を上げる人が出ている中で、最終製品を用いたサービスにおける特許方法の実施に対する価値評価、対価設定はどうあるべきなのかが論点になります。

具体的には56ページですが、論点1の課題の一つ目は、部品特許のライセンス時に適切な対価を設定することが困難ということで、法制化による対応手段としては、例えば、括弧の中に書いてある特許権者と取得する人との間の契約で、この用途に使うと定めた用途以外の用途で使う場合には特許権が消尽せずに、定めた用途以外で使う人に対して、もう一度ライセンス料の請求ができるということが一つの解になり得ると言われています。

この場合は、契約で定められた用途以外で使おうとしている第三者、転得者をどう保護するのかということが問題になり、それについては、特許庁の登録簿に登録するかどうか、あるいは製品、部品自体に用途を表示して、用途が制限されていることがはっきりわかるようにするということを検討してはどうかということになります。これは、今突然出てきたわけではなくて、ここに書いてあるとおり、EU でも2021年2月に出たレポートの中で同様のことが報告されています。今回、日本でもこの場で頭出しをして、今後、これから必要があるということになれば検討していこうと考えているところです。

論点2については、特許発明の実施による受益者が製造業のみならずサービス業まで拡大する中、ライセンス料について適正な分担を考える必要があるのではないかとということで、方法の発明について、特許権が消尽する、しないというところをもう少し整理する必要があるのか、ないのかということについて、これから検討をしていく必要があると考えているところです。

57ページには参考として、国内の判決を載せていますが、例えばインクカートリッジの2006年のところにあるとおり、方法特許に対して間接侵害品に該当するものが譲渡された場合、方法特許は消尽するとか、あるいは物の特許権が消尽する場合、同一の発明を対象とする方法特許も消尽すると、判決でこういう考え方を示されており、したがって、これを乗り越える必要があるのであれば、何かしらの法的な手当が必要になるかもしれないということになります。

ヨーロッパの動きは58ページにスライドをまとめていますが、ここに書いてあるようなことも踏まえながら、今後検討していきたいと考えております。これが後半の(3)についてになります。

資料全体で私からの説明は以上になります。

○益分科会長 御説明ありがとうございました。

自 由 討 議

○益分科会長 それでは続いて自由討議に移りたいと思います。きょうは議題がたくさんあるので、三つに区切って御議論いただきたいと思います。最初の知財動向を20～25分やって、(2) 経営層への知財の気づきを同じく20～25分やって、最後に(3) をやるということに進めさせていただきたいと思います。

御発言の際は、会場におられる方は挙手いただければと思います。御発言のときはできるだけマイクに近づけてお願いします。

また、オンラインで参加の委員の方でございますが、チャットの欄に「発言希望」と書いていただくと、どの方から希望が上がったかがわかりますので、チャットに書き入れていただければと思います。御発言いただく際には、オンラインの方はマイクとカメラをオンにお願いいたします。御発言が終わりましたらオフとしていただければと思います。

それではまず最初に、スライドの1ページから33ページの最近の知財動向及び(2)の企業における事業戦略と知財戦略の部分について御意見のある方、お願いいたします。いかがですか。どなたか。

○鬼頭委員 名古屋大学の鬼頭です。

○益分科会長 はい、お願いします。

○鬼頭委員 意見というより質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○益分科会長 OKです。

○鬼頭委員 7ページの日本の研究開発投資額と特許出願件数を御説明いただいたのですが、これは日本から世界への件数であり、事前の御説明では日本も含む世界というふうにお聞きしたのですが、全体が下がっている一方で外国出願についてはそれほど下がっていないという御説明もあったので、日本から日本への出願数が減っていることと理解したのですが、業界などの特徴はありますでしょうか。どこかの業界が下がっているとか、そういったところがもしわかればお願いしたいのですが。

○小松企画調査課長 細かいデータは手元にありませんが、どこが減少しているかというところ、日本国内における出願を減らしている業界ははっきりありまして、電機業界が数万件単位で減少しています。

○益分科会長 よろしいですか。

○鬼頭委員 わかりました。では、逆に伸ばしているところもあるという理解でいいのでしょうか。

○小松企画調査課長 目立って伸びているところは実はあまりなくて、輸送機器などを個別で見ると少し増えているかなというのはあるのですが、電機業界の減り方が非常に激しいので、それをカバーできるようにどこかが増えているという業界はありません。

○鬼頭委員 わかりました。ありがとうございます。

○益分科会長 ほかに。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 旭化成の中村でございます。御説明ありがとうございました。

今回の御説明で（２）のＡのところですが、各国の知財の価値をツールを使って出されたという、非常におもしろく拝見しました。24ページの各国の知財の価値、縦軸がCIで横軸が特許の数ですよ。このマップは国別になっているのですが、これを技術領域ごとに見てみるというのをしたらおもしろいかなと思っていたんですけども。

例えば、各国の特許をIPCとかCPCで、技術領域は例えば半導体とか、ざっくりでいいのですが、領域ごとに見るとまた違った傾向が出るのではないかと思ったのですが、その辺いかがでしょうか。

○益分科会長 いかがですか。

○小松企画調査課長 非常におもしろい御示唆をいただいたかなと思います。具体的に技術単位で分けてやったということはないので、やってみたらどういう結果になるかというのはやってみないとわからないのですが、例えば、こういうところだと全体的な傾向とは違う結果が出てくるのではないかという技術領域に、もし心当たりがあれば、そこら辺から攻めてみたいと思うので、アドバイスいただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○中村委員 私どものシチュエーションで申し上げますと、例えば当社であれば技術内容によって外国出願の出し方などは結構工夫しているんですよ。PatentSight で出した PAI というのはマーケットの概念が入っていて、PCTなどで広く出すと価値が高くなってくると思うんですよ。

ところが、当社であれば電子材料系などですと、例えば中韓台に絞って出すとか、コストのことを考えて領域ごとに工夫をするケースが多いかと思います。ですので、企業さんにもよると思うのですが、領域で見たらおもしろいかなと思った次第です。

○益分科会長 ありがとうございます。

小松課長。

○小松企画調査課長 ありがとうございます。

○益分科会長 ほかにご意見は、ありますでしょうか。

どうぞ。

○柳川委員 ありがとうございます。柳川でございます。とても興味深い分析と御報告ありがとうございます。

今のお話とも関係するんですけれども、この分析から何を学んだら、あるいはどういうことを考えるべきなのかなというのを少し悩んでいます。結局これは日本のということで考えたときに、日本に課題があるのだらうと思うのですが、それが例えば特許制度だったり、出願のコストであったり、こういうところに何か構造的な課題があって、それで日本の特許戦略、あるいは日本企業の特許戦略が変わってきているという話なのか、それともこれは制度の問題ではなくて、日本企業なり日本の全体の産業構造が抱えている課題であって、もうちょっと言えば日本企業の経営の問題で、それがいいのか、悪いのかというのがまた二つあるわけですが、ある種こういうふうな方向性に、経営戦略として舵を切っていると理解すべきなのかというのは、ちょっと違うインプリケーションが出てくるんだと思うんですよね。そのあたりをどういうふうに見たらいいのかというのがまだ決めかねているので、何か御意見があれば教えていただきたい。

それと先ほどの御質問とも絡むのですが、そういう意味で日本企業と考えたときに、完全に国内でやっている企業とグローバルにやっている企業があって、グローバルにやっている企業からすれば、必ずしも日本で出願しなくても、グローバルなところで出願するということでもいいかもしれない。

日本企業の強みということからすれば、日本で出願数が増えなくても、世界で出願数が増えて世界で特許が取れていれば、それは日本企業の強みになっているのだと。グローバル企業を考えれば、こういう解釈も考えられるのだらうというのが今の辺りで、特に日本企業という話と、日本の制度という話との乖離が出てくる部分かと思うので、ちょっとその辺りを補足していただけると、今の分析結果の読み方がもうちょっと理解が深まるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○小松企画調査課長 今回この分析結果を見て、正直驚いたというのがあるんですね。日本企業の特許出願は量から質への変遷ということで、量は減らしているのですが質は上げているということと、量を減らすことによって出てくる原資を外国出願に回しているという行動を、この10年とってきたと思っていたのですが、必ずしもそれがきれいに数値とし

て表れていなかったなというのが今回わかったことです。

今、このタイミングでメッセージとして出せるのは、割とシンプルな公開されている特許情報をベースにするだけでもこういうことがわかるんだということを、まず皆さんに広く知っていただきたいということです。各産業界、あるいは各企業においてこういうことをベースに、自分たちのところの分析というものを、ぜひやっていただきたいなど。IP ランドスケープの話なども取り上げてみたのは、そういうことも背景にあります。

それが日本の課題として、日本の制度の問題なのかどうかというところについて、今明確な答えがあるわけではありません。むしろ、今日、産業界の委員の方々もたくさんいらっしゃっているので、ぜひ、生の声をお聞かせいただきたい。それを踏まえて我々、さらにどういうことを、どういう形で、こういう特許情報を分析して深掘りしていったらいいかを考えていきたいと思っています。

○糟谷長官 ちょっと補足をさせていただきます。

日本のイノベーションと知財との関係について、議論がなかなか世の中で深まっていないのではないかという問題意識がまずあります。ともすると、日本はリーマンショックの後、出願数がどんどん減っている、したがって、日本の技術開発力、知財力は落ちているのではないかという見方があります。

ところが、これで御覧いただいてわかるように、2010年過ぎまでは出願を減らしながらも質は上がっていた。他方で日本の産業界の中に、「出願は減っているけれども問題はない、質を高めて絞り込んでいるから大丈夫」という意見もあります。

ところが2010年過ぎから、件数を絞り込む中、質が下がっているというデータもあると。更にもう一段細かく見ると、日本企業でも二極化していて、非常に質のいい特許をしっかりとターゲットして出願を保有するという企業がある一方で、相変わらず低いほうも大量に抱えておられるところもあると。

日本の競争力を十把一絡げにして議論をされることが多いのですが、そうじゃないのではないかと。出願数にのみ着目した表層的な議論を、いいかげんやめにしませんかと。もう少し掘り下げて、本当にこの国の1社1社の経営は大丈夫でしょうかということを、是非、経営者の皆さんも含めてお考えいただく一つのきっかけにできないかなということで、提供させていただいたわけでありませう。

そういう意味で、経営の役割が非常に大きいと思いますが、我々、制度面で課題があれば、いつでも逃げずに対応する用意はあります。先ほど小松課長からもお話ししましたよう

に、日本の制度のこういうところを、もっとこう変えてくれないかというお話がありましたら、是非、それは政策提言、問題提起をいただければ非常に有り難いなと思っております。

○御供委員 それでは産業界の方から、一番数を減らしているのは電機だというお話もありましたが、電機をやっておりますけれども。

今、長官がおっしゃられたように、これを一つにまとめて議論するというのは業態も違うので、各業態ごとに状況を把握した上で、制度として、日本としてはどうするかという議論があるのがいいのかなと思います。

家電に関して実例を申しますと、私、この仕事を35年やっていますので、いろいろ浮き沈みは見ているのですが、家電に関して言うと、2000年までは数が物を言う。どちらかというと米ソの核戦争ではないですが、ミサイルの数ではお互いに牽制し合うという文化がございました。そのときには弊社としては、アメリカの特許出願の10位に入るというのに、かなりプライオリティーを置いてやっておりました。

今はそれをやっていません。何となれば、2000年以降、ITと家電の融合に伴って業態は変わってきたので、数を集めていてもあまり交渉の決定打にはならないということで今、シフトはしております。

ここに書かれている会社Bというのは弊社のことですが、それは別にすごいわけではなくて、これは確信犯でやっけていまして、何となれば PatentSight は評価基準を公開しているので、よってもってこの PatentSight で当たるような形でやっています。それはなぜかという、これはマーケティングだからです。

アメリカ10位に日本企業が入るのが、かつてマーケティング的な価値があったように、今は PatentSight が公開しているので、それに合わせてやるとある程度の点が取れるので、これをマーケティングのツールとして使っていると。

そのほかにも、IP ランドスケープをやっけていらっしゃる方、たくさんいらっしゃいます。だけど、その評価基準があまりよくわからないので、我々としては一番芽が出やすいところを狙っているだけで、これが正しいと思ってやっているわけではないというところは、実情としてございます。

数は減らしました。減って困ったかという、やはり大きくは困っていないというところはあります。そこで絞ったお金をどうするかということに関してですが、弊社の場合には必ずしもそれを知財で使わなきゃいけないとは思ってなくて、知財の活動を産業から見

ていくと、産業の進展のためにはオープンソースであったりとか、ハッカソンであったりとか、GitHub みたいな動きもありますし、あるいはベンチャーに対してどうやって投資をしていくかというところもありますので、件数を追うというよりは、そういった活動を広げることによって、結果として知見を広めるというように努力はしていますけれども、道半ばということでございます。

以上です。

○益分科会長 大変ありがとうございます。B社さんですね。

ほかに。オンラインの方もよろしいですね。

また後で戻ってもよいかと思うのですが、スライド34～42ページの(2)のイ. 経営層の知財への気づきの部分について、御意見がありましたらよろしく願いいたします。

どうぞ。

○出雲委員 今年の4月に特許庁の企画調査課で出している、経営戦略に資する知財情報分析と活用に関する調査研究の内容が、経営者の知財の気づきの章のところに反映されていると思います。きょう、糟谷長官の冒頭の挨拶にもございましたが、IP ランドスケープの必要性、重要性と活用に当たっての問題点、そして今後、日本の企業がどのようにこれを活用していったらいいのかということについて2点、コメントさせていただきたいと思います。

まず、私どももこのIP ランドスケープ、積極的に活用しているのですが、きょう、最初に重要性について申し上げたいのは、41ページにIP ランドスケープが必要と回答した人が8割、実施している人が1割、ここが全てを物語っているんじゃないかなと思います。必要としている人が8割いて、実施している人が1割しかないのは何でなんだというのを当社もちょっとやってみて、ほかの会社、ほかのスタートアップ、ベンチャーともいろいろな情報交換をしてみました。

コンサルに委託してIP ランドスケープの経営陣に共有する作成を行おうとすると、大体1件200～300万ぐらい、高いところでは1000万円ぐらいかかるんですね。これは成功事例なしに、スタートアップや中小・中堅企業からすると、200～300万円コストが先行するというのは非常に負担感が強いのではないかなと感じています。

一方で、IP ランドスケープの定義というか特徴の一つが、特許情報のみならず、市場の情報や意外な会社の特許申請等も、できるだけ早期に探知して対策を練ったりすること、これは、企業の経営者が一番関心の高い、やりたいと思っているところですので、この活

用は本当に重要だと感じました。

当社の場合は、私どもはユーグレナ（和名：ミドリムシ）という素材を活用して食品と化粧品事業をコアに行っているのですが、ユーグレナに関する特許、知財は全件でも400件ぐらいなんです。

うちはインハウスに弁理士もおりますし、400件全件毎月把握してウォッチしているので、IP ランドスケープを活用して、すごく重要な新しいことがわかったということにはなかったのですが、しかし、これがスタートアップさんの中小・中堅企業に広がっていかねればいけないということは強く感じました。

重要性と今後についてですが、大企業とスタートアップ、中小・中堅企業が連携するに当たっては、スタートアップから大企業と一緒に共同研究等に取り組むと、特許権が大企業に独占されたり、周辺の特許を大企業に囲い込まれるといった偏った実態がございます。そういった現状の問題意識を踏まえて、昨年4月の未来投資会議において、政府としてオープンイノベーションの公正かつ自由な競争環境の確保を目指す方針が掲げられまして、これは本当に有り難いことだなと思うのですが、問題の発掘等、具体的改善の方向や独占禁止法の考え方を整理したガイドラインを作成するということが、未来投資会議において提言され、その3カ月後の7月17日閣議決定の成長戦略実行会議において、ガイドラインについては公正取引委員会と経済産業省の連名で案を作成し、パブコメ実施等、策定公表まで持っていくというスケジュールが発表されました。

それを受けまして経団連におきまして、スタートアップ委員会において、これは初めのことなのですが、中西前会長と問題意識を共有の上、経団連の加盟企業でなくても、本件に関して何かお困りのことがあるスタートアップ、ベンチャー企業については経団連に来ていただいて、御意見を提言に盛り込ませていただくということで、加盟企業でなくても経団連に参加できるお座敷と言ったらあれですけれども、スタートアップ政策タスクフォースを立ち上げて意見集約に努めてまいりました。

その結果として令和3年、今年3月に公正取引委員会と経産省、特許庁からスタートアップとの事業連携に関する指針について取りまとめをしていただきました。本当にどうもありがとうございました。

最後に結論として、本ガイドラインの策定は終わったところですが、この公表で終わってしまっても実効力を伴いませんので、政府、特許庁におきましては常設のスタートアップ向けフォームや、知財に関する相談窓口を設置し、スタートアップ向けの支援を行って

いるような法律事務所等を積極的にベンチャー、スタートアップに紹介することが望ましいということ、経団連の提言書ではパブコメを通じて申し上げさせていただきました。

2点目には、今後、中長期的にはこの IP ランドスケープの活用からスタートして、弁護士や弁理士をはじめとする法務・知財の専門人材を積極的に中小・中堅企業が採用し、社内に大企業に伍する体制を構築していくことが望ましいことから、大企業も知財人材の流動性を高めることと、その採用についても中小・中堅企業の支援を行ってほしい旨、従前申し上げているところでございます。

IP ランドスケープを積極的に活用・推進することを、公正取引委員会と経済産業省、関係府省が連携の上、政府全体としてスタートアップと大企業の契約関係の適正化に取り組む大きな流れの中に、一つ IP ランドスケープを積極的に書き込んでいただいて、周知徹底等を強力に推進を、是非お願いしたいと思っております。

以上でございます。

○益分科会長 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

今の（２）の点について、御意見はほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○小松委員 今、出雲委員が極めてきれいにまとめてくださったので、そこに何かということではなく、付け加えたいと思います。IP ランドスケープが素晴らしいツールだという事を、きっとここにいらっしゃる皆さんは知っていらっしゃるし、活用することができる人はもうやっています。

多分一番問題なのは、知らない人、活用の仕方が分からない方々の底上げです。ベンチャー企業や中小企業は勿論のこと、下手したら大企業の経営陣も IP ランドスケープとは何なのか、果たして何をどのように分析すれば経営判断に生かす事ができるか御理解されていないと思います。正しい IP ランドスケープの作成・分析の仕方、結果をどのように経営戦略に反映すればよいかとという事を、多分、御理解されていない知財担当者や経営者が多いと思います。

加えて、日本の多くの会社の法務部の人にはプレゼンするのがあまり上手じゃありません。知財や法務の専門でない経営者に分かりやすく説明・説得するというのも難しいと考えます。ちょっと遠いお話になるかもしれませんが、皆さんも御存じのように、20年前、日本の会社の経営陣はキャッシュフローとかフリーキャッシュフローとか企業価値とか全然わからなかったのに、官民あげてのものすごいプロモーションと啓蒙、外部圧力で、今、

理解されて無い方はいません。

その経験を生かして、20年かける必要はなくて5年とか10年の単位で、eラーニングも含め、あらゆる手段を講じ、特許庁が主導し、経団連や経済産業省といった組織と協力し、経営者の方、大企業から中小企業からベンチャー企業まで、知財戦略がいかに重要で、それがあなたの方の会社の将来にどれだけ強力な武器になるかを、まず啓蒙して欲しいと思います。これは会社の一般社員や法務部員が頑張ってもなかなかできないところですので、是非やっていただきたいです。コーポレートガバナンス・コードにより、取締役会の多様性が急速に進んだように、ガバナンス・コードに知的財産の活用などを促す内容が加わったのですから、外圧的な形で、まず経営者の意識改革を推進していただきたいなというのが一つです。

もう一つが、御指摘にもありましたが、最近のベンチャー企業はバイオや電機というテクノロジー系よりも、もうちょっとITサービス系、SaaSのようなものが増えていきます。そういう経営者と話をしていると、特許についてあまり考えてなく、おもしろいアイデア、アメリカで実施されているアイデアをもとに、ビジネスを始めちゃいましたという方がいます。「始めちゃった、サービスをローンチしちゃった、もう特許申請できません」みたいなことが起きています。特許は大事だと分かっているが、特許が取れるのか、取るべきかが分からないらしい人たちです。

特許庁が、IPランドスケープとか、特許の取り方みたいなeラーニングをこういう方々に用意して欲しいと思います。その上で、ベンチャー企業の起業家に、基礎知識のように勉強しなさいとプロモーションして下さい。ちょっとレベルが低くて申し訳ないのですが、それが草の根といいますか、今、知らない人、わかっていない人の底上げには、そういう地道な感じの施策を積極的にしていただく、プロモーションをサポートする、「あそこ見たらいいんだよ」、見て勉強したら大体一通りわかるような仕組みをお願いしたいと思いました。

○益分科会長 どうもありがとうございます。

杉村委員から。

○杉村委員 弁理士の杉村でございます。先ほど事務局から御丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございました。

今回、コーポレートガバナンス・コードに知的財産が明記されたというのは非常に画期的であると思っております。これによりまして、これまで以上に経営陣が知的財産の重要

性を意識するようなきっかけとなり、知財に対する投資が増加することを期待しております。

それから、36ページの真ん中にありますが、「知的財産投資・活用戦略に関する開示ガイドライン（仮称）」の策定ということで、今年中にこのガイドラインが策定されると聞いております。経産省で策定されました、36ページの真ん中の緑にあります「価値協創ガイドライン」にも沿った形で、知的財産投資や知財戦略、活用戦略の在り方について、より具体的な指標を挙げていただいて、ガイドラインを作成いただけることを期待しております。

それから41ページの IP ランドスケープでございますが、先ほど出雲委員からも御指摘がありましたように、IP ランドスケープに関しては必要だと感じている方が8割、それに対し、十分に実施できている者は約1割という統計が示されております。

この差を埋めるためにも、IP ランドスケープを十分に実施できるようにするための具体的な課題の抽出を、大企業、そして中小・ベンチャー企業にヒアリングを行っていただきたいと考えております。

また先ほど、出雲委員からも指摘ありましたように、コストの問題なのか、経営陣があまりそのような意識がなかったのか、いろいろ課題があると思いますが、課題の抽出と分析、その後の拡充施策を是非、特許庁にはお願いしたいと思っております。

IP ランドスケープが十分に実施されるようになりますと、先ほどのコーポレートガバナンス・コードの改訂や、今後のガイドラインの作成とともに、また経営デザインシートも活用しながら、経営戦略等の立案・意思決定に活かすことができる環境整備策も充実していくことになると思います。

それから中小・ベンチャー企業に関しましては、先ほど出雲委員からもいろいろ御指摘がありました。日本弁理士会では経営センターという組織を抜本的に変えまして、その中に中小企業、スタートアップを強力に支援するための JPAA サポートデスクを設置いたしました。東京に本部がございますが、9地域会、そして全ての都道府県会にも対応しておりますので、常設のスタートアップ・中小企業の窓口ということで御活用いただければと思います。7月1日が弁理士の日で、JPAA サポートデスクも7月1日スタートになっておりますので、この場をお借りして御紹介をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○益分科会長 ありがとうございます。

オンラインの方でも挙手されている方が3人いらっしゃるの、そちらを先に。

中村委員、お願いできますでしょうか。

○中村委員 旭化成の中村でございます。IP ランドスケープの話が出ておりますので、2～3コメントをさせていただきたいと思っております。

まず最初に、コーポレートガバナンス・コードの改訂は知的財産が明記されまして、正に知財の開示をやっていく術として、この IP ランドスケープは大きな武器になるかと思っております。

先ほど杉村先生がおっしゃったガイドラインの話ですけれども、私ども、知見がまだなく、知財の開示というところが一つ、指標で出すという話を聞いているのですが、その指標というのが非常に危険なのかなと思っております。数字がひとり歩きするというので、ここの知財の正に価値みたいなことになってくると思うのですが、その価値の設定をどのようにやっていくのかというところは、十分議論をして進めていただきたいということが一つ思っている次第です。ある数字で、ここの会社は何点、何点ということになると、本当に知財の価値評価というのは永遠の課題でございまして、その数値の設定はちょっと気になるころだと思いました。

41ページの話が先ほどから出ておりますが、先ほどからこちらの音声の調子が非常に悪くて、会場の方の意見がほとんど声が途切れてしまって聞こえない形になっておりますので、ほかの方の意見を参酌できないことを御容赦いただきたいと思っております。

IP ランドスケープの件につきましてはおっしゃるとおり、知っている人は8割、理解している人が3割、できている人が1割ということで、その差分をどう考えていくかというところですね。

私どももこの調査研究を拝見して、いろいろな要因があると思うのですが、一つは中小、スタートアップの皆様方。あとは企業においても、まだまだ IP ランドスケープを専任で実施するという形にはなっていないんですね。ですので、マンパワーの問題があると思っております。そういったところで、正に IP ランドスケープにおける情報の解析部分の D0 の部分が、やはり時間をかけてやることができないという話を聞いています。その手助けの辺りを、例えば特許庁様にぜひお力添えをいただけるといいのかなと。やはり企業で1人の人が出願などをやりながら、兼務でやっているというのが現状なんですね。ですので、そのヘルプというか、お力添えを考えていただけるといいかなと思いました。

あとは昨年12月に、冒頭に糟谷長官のお話にもあったように、IPL 推進協議会が立ち上がりました。これは今のような IP ランドスケープの様々な課題を会員企業様から吸い上

げて、理想の形のベクトルをまずは合わせていくと。あとは具体的な、そのために何をしていたらいいかというところの提言までつなげていくという会なんですけれども、発起人企業が大企業ということもありまして、会員様が大きな企業が中心になってしまっているというのが非常に残念です。名前を見て、ちょっとちゅうちょされている企業さんがいるんですね。ですので、こちらといたしましては是非中小企業とか、スタートアップの皆様のお意見も聞きたいなというところがありまして、IPL 推進協議会に入会してもらうことも考えていただければいいかなと思いました。

コメントは以上でございまして、もう一つ、これは質問になるのですが、42ページに ISO の話が出ていたと思うんですね。先ほどの御説明ではあまりコメントはいただけなかったと思っているのですが、ISO というのは規格であって、私の認識ですと、こういった認証の類いというのは、言わば取引先からの信頼を得るために取得するというのが一般的だと思っていて、こういった知財マネジメントで今回のような認証を得た場合に、取引先はどこなんだろうというのが、ちょっと私の中でなかなかすっきり頭に入らないところなんです。

これは ISO ということで、御庁にも結構情報が入ってきているんですかね。ちょっと勉強不足で申し訳ないのですが、ISO の位置づけは今後どう考えていったらいいのかというのが、ちょっと自分の中でははまっていないところがございまして御質問させていただきました。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。

○糟谷長官 ISO の56000台はイノベーション・マネジメントの規格グループなのですが、今の段階ではボキャブラリーと二つのガイダンスなんです。ただ今後、認証標準、つまり認証の基礎になる、基準になる標準をつくろうという動きがありまして、56001として2024年ごろに認証標準にしようという動きがあると承知しています。

そうすると、ほかの品質管理などの認証と同様の位置づけが出てくる可能性がありまして、どういうふうに使われるか、認証を求める取引先がどういうところかは、今後の議論次第かもしれませんが、そんな動きになりつつありますので、今の段階からよく見ておいていただく必要があるのではないかと。

もう各国の含意ででき上がって、それからこうしたいと言っても間に合わなくなりますので、今の段階からよく日本の産業界を含めてこれに参加をして、いい国際標準をつくる

ために貢献していくことが必要ではないかなということをお婆心的に思っております、そういう観点からきょう、御紹介を申し上げているということでもあります。

○益分科会長 ありがとうございます。まずはよろしいですか。

オンラインで参加の山田委員、お願いできますでしょうか。

○山田委員 山田でございます。私、きょう仙台の方から参加をさせていただいています。地方でものづくりの中小企業をやっておりますが、中小企業の立場から感じたことをお話しさせていただければと思います。

先ほど来、多くの方からいろいろな意見を聞かせていただいて、そのとおりでないと思いつつながら伺っていたんですけども、中小の場合は知財戦略と経営というのはほぼ一体でして、特に知財部があるわけではないので、経営層や幹部で特許、商標を出すか、出さないか。それこそ金額にもそのままかかわってきますので、それが今後の経営にどう生かされるか、これを出す価値があるかどうかというところから入っていくのが普通なんです。

そういう意味では決定のスピードは早いと思うのですが、残念ながら知財に対する気づきや認識はまだまだ弱いというのが現状かなと思っています。ですので、知財を経営戦略として使うという、知財と経営を結びつけるという支援ができる人材の育成を、先ほどもどなたかおっしゃっていましたが、そこを進めていただいて、地方の中小やベンチャーの方に支援を出していただくようなものがすごく必要かなと感じています。

企業に限らずでして、実は地方にいと行政機関や地方金融機関、行政の支援機関、いろいろあるのですが、そういうところも多分同様でして、私は東北地方の知財戦略の会議などにも出ているのですが、大体知財というとまずは特許の書き方や、あとは特許を出すときのいろいろな注意点やセミナーを開くとか、そういうところから入るのが普通です。

多分、先ほど来話が出ている「IP ランドスケープ」という言葉はこちらでほとんど聞いたことがないので、もう少しそういうところを支援機関も含めて、知識の底上げがすごく必要だなというのを感じています。

この状態、知財戦略本部もそうですし、こちらもそうなのですが、結構何年も前からそういう状態で、いつも同じような話をしているような気がするのですが、先ほどどなたかおっしゃったと思うのですが、ここ何年間の全国的な知識レベルが本当に上がっているのか、上がっていないのか、または上がっていないとしたら何で上がらないのか、どうしてそういう情報が行き渡らないのか、そこの分析をしないと、いくらいい資料をいっぱいつくってもなかなか伝わらないのではないかなということのを、最近改めて感じているので申し上げ

させていただきました。

一方で1点だけ、今まで活用させていただいて大変よかったと思う制度がありまして、それは経済産業省の新市場創造型標準化制度、先ほど ISO の話がちょっと出ましたけれども。この新市場創造型は1社しかやっていないような、弊社のようなちょっと独特な——分析装置をつくっているのですが、分析手法を JIS 化できますというもので、2018年にうちは JIS 化をしていただきました。その後、それを ISO にしましょうということで、今、実は ISO の会議も毎年出ていまして、そちらも結構順当に今、いい状態で進んでいまして、それも国のいろいろな支援をいただいて進めているところです。

東北地方ではうちが新市場創造型標準化制度第1号だったのですが、日本全国、まだまだそういう企業はいらっしゃると思うので、そういう技術を掘り起こして、国際標準化していくというのは国の今の方針でもあります。そのためには制度もそうですが、人材育成が一番重要だと思うのですが、そういう制度を充実させていくことが、これから必要ではないかなと感じています。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。よろしいですか。

次にオンラインの田川委員、お願いできますでしょうか。

○田川委員 こんにちは、田川です。ありがとうございます。私もちょっとページをさかのぼりますが、31ページ、32ページで商標と意匠のお話がありましたので、そこについて2件、コメントと御提案も差し上げたいと思います。

まず、31、32ページについて共通して言われておりますのは、商標とデザインの出願については今、横ばいということで、2018年にデザイン経営宣言が特許庁と経産省から出まして、それ以降、特にスタートアップ企業、それから大手の事業会社の中においても、経営の中にデザインを取り組む動き、かなり活発化をしてきていると思います。

私は日本デザイン振興会の理事もやっております、最近の理事会で報告が出てきたところも、少し参考で皆さんに共有をしたいと思うのですが、グッドデザイン賞を長らくやってくるのですが、このコロナ禍において、実は今年、出願件数が2桁アップしまして、非常に出願が増えてきております。これは企業の経営者の方々、中小企業も含めてですが、商標制度を活用することによって、それがブランドの向上、ひいては売り上げにつながっていくだろうということで、その期待値も込めて出願が増えてきていると思います。

このデザイン賞による出願が増えているということと、連動して商標なり意匠権の出願

が増えていってもおかしくない流れなのではないかなと思っているのですが、ここが連動していないことの分析を少ししてみてもよいのではないかなと思いました。

振興会の方は、今回あまり面着でマーケティングのようなことができなかったこともあって、オンラインをかなり活用して、地域の大学や企業の皆様に対して出願方法のレクチャーですとか、活用の方法をかなりの回数やったということもありまして、それが効果になってきているのかなということも一つございます。

出願を増やしていくために、賞へ出願をしている方々というのは、当然経営のサイドがそこにコストを払ってもいいと思っているところにもなりますので、これまでも連携されているのではないかなと思うのですが、一つチャンネルとして、デザイン振興会のほうと少し連動していただいて、特に意匠の担当の方々と情報共有であるとか、このグッドデザイン賞をチャンネルにして、ここに商標であるとか、意匠権の出願の啓発を行っていくことが効率がいいかなということで、一つ御提案です。

二つ目が商標権についてですが、こちらについては中小企業にとっては非常に使いやすい武器になるツールなのではないかなと思っております。特許権、もしくは意匠権についてはかなりコストもかかるということがあろうかと思いますが、商標権については特にサービス系の方々、それから特に技術はないけれども、例えば地場の名産品などをブランド化して商売にしていくという方々については、非常にハンディーで使いやすい権利かと思えます。

一方で、出願までのプロセスというところで申しますと、まだまだエンドユーザーの方々、知財に対してあまり御経験のない方々については、なかなかハードルが高いところもあるだろうと。

一つ解決方法として、これは御提案ですが、特に商標権については呼称と図形の商標と2通りあると思うのですが、ある程度、画像なら画像による強化学習などの手法を用いて、例えばどのパターンであれば類似で引っかかりそうかとか、例えばそのまま申請ができそうかということ、ある程度確率として示すようなサービスが、もうほぼほぼ技術的にはスコープに入ってきていると思えますが、そういったことから、例えばオンラインでの申請までを、5分から10分で完了させてしまえるような仕組みのようなもの、これは民間の方々との協力でもよかろうと思えますが、特許庁の方で主体的に取り組んでいって、幅広く中小の方々にもワンストップですぐに、商標権が出願できる仕組みをとれないのかなと思います。

これは技術的課題もございますので、少し R&D に近いような、調査研究のようなものを最初にスタートさせる必要があるかもしれませんが、このボトルネックが解放されることによって、先ほどグッドデザイン賞の話がありましたが、中小企業の出願もかなり増えてきておりますので、こういったところにソリューションも合わせて提供することによって、出願まで一気に増やしていくことができないかと、資料を拝見して思いました。

私の方からは2点、御提案となります。以上となります。ありがとうございます。

○益分科会長 ありがとうございます。

時間もあれなのですが、あとお二人、会場から柳川先生、手短にお願いします。

○柳川委員 先ほどの IP ランドスケープの話ですが、根っこは一緒なのですが、スタートアップベンチャーと大企業とちょっと詳細が違うと思うんですね。スタートアップベンチャーは出雲委員からも冒頭お話があったように、法務・知財部門をしっかり底上げしていくことが何より大事です。

その辺りがかなり充実されている大企業に関して言えば、法務・知財部門と経営者、もうちょっと言えば経営企画部門としっかり結びつけていって、ある意味での大きな経営戦略にしていく。そのときには、先ほど少しお話があったような、狭い意味でのパテントだけではなくて、もうちょっとオープンイノベーションとか、今、周辺領域のところをどうやって巻き込んでいく話にできるかというのが大事なポイントだと思います。

今回、開示というところで、やや搦手で経営戦略と知財とを結びつけるという形で立付けをつくったので、そのときに今出ているガイドラインで、どういうふうはこの二つをくっつける実をとっていくのかというところが、かなり重要になってくると思っておりますので、そこのところはこれからつくっていかれるので、ぜひ、その点お考えいただければと思います。

以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。

オンラインで別所委員、お願いできますか。

○別所委員 御発言の機会をいただき、ありがとうございます。失われた20年は IP 軽視が引き起こしたものだと思っております。今後、研究開発投資が更に必要だという中で、御案内のあったコーポレートガバナンス・コードへの対応が大変重要だと思っております。経営者が積極的に開示する。それから、開示しないのであれば説明しなければならないことになるからであります。プレミアム市場を狙うのであれば、既にお尻に火がついているの

ではないかなと思っております。ただ、先ほど中村委員もおっしゃっていましたが、IPL を使う際には注意が必要だと思っております。

先ほど、意匠と商標のところでありましたけれども、横軸に人口100万人当たりの特許件数で、日本が何かちょっと違う場所にいるという説明で使われておりましたが、正にあの部分は、海外市場を日本が大変重視しているから、特許出願もあのような形になっているのだらうなと思います。ただ、日本出願が十分それで伸びていないという説明は冒頭ございました。

そういう中で少し、先ほどの PatentSight のデータベースに注意していただきたいと思っておりますのが、ミスリードするのではないかとこのところであります。EPO の DB と INPADOC を使っていると承知しておりますが、近年日本企業が重視しているような東南アジアやインドといった新興国市場の DB は十分ではないので、その結果が十分反映されていないと。特に Market Coverage ではどうしてもアメリカ1に対して、中国0.6、日本0.3と係数がかかりますから相対的に低くはなりますが、件数ベースでいくと必ずしもそうではないわけでありまして、ミスリードしないような説明の仕方も必要かなと思います。

以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。

最後の（3）IoT 時代の特許制度の在り方について御発言のある方、お願いできますでしょうか。できましたら手短かにしていただけるとありがたいのですが。御発言される方。

どうぞ、杉村委員。

○杉村委員 ありがとうございます。本年4月に発表されました AI・IT 技術の時代にふさわしい特許制度の在り方に関する調査研究の報告書では、今後の将来的な特許制度の在り方を検討する上での課題が多く抽出されました。大変に興味深い結果が示されていると思います。東大の田村教授、そして特許庁の企画調査課の方々を中心となっていただき、迅速に調査研究結果を取りまとめていただき、タイムリーに発表していただいたことに感謝申し上げます。

その中で、AI 関連特許の利活用に関する課題、特許発明の実施に関するデータの取り扱いなどのアンケート結果が示されてます。アンケート結果に基づいて、ポスト・コロナ時代、AI・IoT 技術時代にマッチする制度の在り方について、議論を早速開始していただきたいと思っております。そして、必要な施策を講じていただきたいと思っております。

世界的に見ましても、3D データと3D プロダクトについては各国で議論が開始されてお

りますので、ぜひ、日本がリーダーシップをとれるような施策を早期に講じていただきたいと思います。

また韓国では、中小企業、スタートアップが知的財産を活用していくきっかけとするための実用新案制度の改正が、今、話題となっております。したがって日本におきましても、新しい形態の知的財産保護として、ライセンス・オブ・ライト、実用新案制度の利用価値向上施策等も早急に検討を開始していただけることを期待しております。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。

別所委員、どうぞ。

○別所委員 私からは消尽の部分につきまして、2点の事実確認と御提案がございます。

まず1点目でございますが、今年の2月に発表された欧州委員会の Expert Report で提案35として58ページにございますように、消尽論を変更するような提案が一部のエキスパートからあったことは事実でございます。ただ、これはエキスパート内部でのコンセンサスレベルを5段階で示すもののうち、三つ星、3段階にすぎないということでもございました。これは一部のエキスパートから支持があったけれども、同様に一部のエキスパートは支持しなかったと示すレベルのものであるので、あくまでも一部のエキスパートからの提案という位置づけであろうかと思えます。

2番目の事実確認ですが、これは大変実務的な問題でございます。56ページ、論点1の1でありますが、部品特許のライセンス時に発明価値を正確に把握し適切な対価を設定することが困難。最初の段階で、それは何に使われるのかわからないからだとということだと思えます。

しかしながら実際問題として、まず一番上流の部品を作るチップメーカー、自らのチップで他の権利者のライセンスを取ることは全くしないという、ノン・インデム・ポリシーでございます。したがってそのチップメーカーについて、その部品が最終的にどの最終製品で使われるのかわからないどころか全く関心がないということですから、わからないからというのはこの場合は当たらないこととなります。

さらに、そのチップを使ったネットワークアクセスデバイスをアッセンブリーしている会社ですが、それが例えば自動車にいくのかどうかということはわかっています。なぜならば、Tier1のTCUメーカー等に納入するからであります。したがって、その部品が最終的にどの最終製品に使われるのかどうかかわからないということは、この例でもありません。

以上、2点の事実を踏まえまして、薄く広く負担するという議論でございますが、例えば特許権者のライセンス総収入にキャップを設けることとセットで考えるのか。とはいっても、外国のアグレッシブな権利者やNPEなどは利益の最大化を目的としているわけでもございまして、広く負担は考えていても、薄く負担を考えるということは大変疑問でございます。

また特許権者の中には、ライセンス収入が年間1兆円もある社もございまして、さらにこれを助長することの副産物は産業にとっていいのかどうか。

いずれにしても、ファクトファインディングを踏まえて議論が必要ではないかと思っております。特許庁に研究会が設置されることも承知しておりまして、そこではファクトファインディング、事実関係の認識を十分にして議論が必要と考えております。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。

ほかにこの点、IoTのところについて御発言のある方、いらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

○藤木委員 IP Bridge の藤木でございます。

こういった政策的な議論において確認させていただきたいのは、まず、知的財産の価値を上げる方向での議論が、日本という国を議論するに当たって私は重要だと思っております。個別にはいろいろ法律の問題であったり、公平性の問題はあるかと思いますが、まず、その辺について改めてお伝えしたいと思っております。

その上で知的財産の価値を上げるという意味においては、特許権者において、より自由に権利活用ができる環境が求められるかと思っております。その過程でどういったものが許されるか、どういったものが公平で、かつ効率・効果的かといったところは、特許庁側の方でもう少し検討していただければと思っております。

ただ、こういった議論においては個別の業界であったり、個別に企業の特化した議論というよりも、国全体にとって何が一番いいかというところに、まず必ず立ち戻って議論するのがいいかなと思っております。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。ほかに御発言。

蘆立委員、お願いします。

○蘆立委員 ありがとうございます。蘆立でございます。消尽の概念の整理に関して、2点

ほど発言させていただければと思います。

1点目は、56ページの法制化の実現手段の一番上にあるところですが、こちらは特許権者の契約において、消尽の範囲について限定するという案が提示されていますが、現在の消尽法理というのは、権利の効力の範囲を定める法理として位置づけられていると思いますので、基本的には権利者の意思でその範囲を変更するという法理としては、原則位置づけられていないのではないかと思います。ですので、そもそも権利者の意思に基づいた形の権利設定を取り入れるのかどうか自体、消尽法理の中で議論すべきなのか自体を検討する必要があるのではないかなと思いました。

それから、今回の議論が出ています背景に、特許製品についての新たな用途に伴って、大きな利益が発生しているときに、それを特許権者に還元させるべきではないかという視点が提案されていたかと思うんですけども、サービスにおいての特許発明の位置づけというのは、様々あるかと思しますので、一体、どのような利用の場合に権利者に利益を還元させる必要があるのかということについては、様々な事案を検討に置いて、細かく精査した上で検討していかないと、逆に新たなサービス等を生み出す場合の弊害になるのではないかなということが気になりましたので、以上の点を御検討いただければなと思いました。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。

あと一人か二人しかいないですが、どうぞ。

○増島委員 恐れ入ります。ありがとうございました。

IoT 製品という話で、我々、ものづくりスタートアップの方々と一緒に新しいマーケットをということでやっているのですが、彼らといろいろ物を話していると、随分普通のものづくりの人たちと発想が違うと思っています。

彼らの基本的な発想は、物の品質や機能が随時アップデートしていくものというふうに物を位置づけておきまして、これはその物がマーケットに出たときに、もう仕様と形がフィックスをされてしまっているものとは、考え方が全然違うという発想であります。だからこそ物そのものに価値がないというか、物から価値が動いているというのは、要するにそういうことだという話を彼らはするわけです。

そういうふうに物を捉えている人たちのものづくりに、特許の制度がどういうふうに生きるのかを考えたときに――実は本当は特許がカバーできる領域が減っているということ

なのかもしれない、少し難しいところもあるんですけども、今のものづくりの人たちの延長で、IoT の製品に合わせた形での特許制度を考えていっても、実際我々、特許の価値をキャプチャーしてお金にかえることを意識しているわけですが、恐らくその観点から少しずれたような施策になってしまうということが起こってくるのかなという感じがしております。

まだ、IoT 製品の戦略があまり確立をしていないところもあるのですが、自動車とかいくつかのところでもそういうものが出ている中で、その本質が一体どこにあって、特許なり知財制度がどうアプローチすると、戦略的に一番うまくいくのかという観点からの検討を結構真剣にやると、ほかの国もそういう目線ではまだ見えていないという感じがしますので、結構日本の競争力につながるのかなという発想を少し持っておりました。

以上です。

○益分科会長 どうもありがとうございます。

田村委員、いらっしゃいますか。もし、よろしければ御意見いただけると有り難いのですが。

○田村委員 ここにおります。どうもありがとうございます。

いろいろと御意見いただいて、それぞれの確なポイントを出ていると思います。ファクトファインディングをしなきゃいけないということで、様々な業界の実情に目を通せという御意見や、全体を俯瞰してイノベーションベースで物を考えるべきだという御意見、消尽の根本に立ち返る問題だということから検討が必要という御意見等をいただきまして、それぞれポイントを出ていると思っております。

私、先ほど少し言及がありました研究会で取りまとめに携わる立場におりますので、しっかり踏まえて検討させていただこうと思います。

私からは以上です。

○益分科会長 きょうは話題が多かったので、いろいろな角度からの話がございました。皆様、大変ありがとうございました。

最後に委員長からも一言発言させていただきます。大学の学長という立場からは、本日の資料で最も衝撃的だったのは、28ページの特許の影響力の図において、産学連携を元にした知財のインパクトについて、日本の大学の関係のものはインパクトが低いという点です。この点については大学全体として考えないといけないと、再認識いたしました。

二つ目は、本日も触れられていた人材育成についてです。最近、高度人材としての博士

人材育成が大きな課題となっています。大学では、文部科学省、最近では、産業界からも資金等の援助もいただきまして、博士学生教育の強化をすすめております。やもすれば博士人材といえばステレオタイプの専門バカのように捉えられることが多かったのですが、最近では、多様な能力を発揮できる博士人材が育っていることを、ここの委員の皆様には是非とも御理解いただきたいと思います。

最近、ジョブ型採用という話があり、さらにジョブ型インターンシップという試みも始まろうとしています。今年度からトライアルが始まります。官公庁を見回すと、語弊を恐れずにいうと、博士を持った人が産業政策を作っていないし、文科省においても博士を持っていない人が博士教育を論じているという状況でもあります。

ということで、特に科学技術政策、あるいは特許に関係いたします——本日は特許庁でございますから、特許庁には他省庁の先陣を切って、博士学生向けのジョブ型インターンシップを試行していただき、特許の現場を学んでいただき、その上でその方々が企業に出るということになると、知財分野の日本の活力も強くなると思っております。是非とも御検討いただければと思います。

本日予定されております議事は以上とさせていただきます。

最後に、事務局から連絡でございますでしょうか。

○小松企画調査課長 本日の議事録に関しましては皆様の御確認をいただくよう、後日、事務局からお送りさせていただきます。

以上です。

○益分科会長 事務局には本日出ました多様な意見を踏まえて、特許行政の新たな施策の検討、見直しをスピード感を持って進めていただくようお願いいたします。さらに、必要に応じて小委員会での検討をお願いいたします。

次回分科会の日程等については、改めて事務局から御連絡していただく予定でございます。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、産業構造審議会第16回知的財産分科会を閉会させていただきます。本日は長時間の大変貴重な御審議、ありがとうございました。

オンラインの先生方も、大変ありがとうございました。

閉 会